

参考様式と CSV ファイルを活用した国庫負担基準単位の算定手順

1 使用する参考様式及び国保連合会の CSV ファイル

(1) 参考様式

参考様式は、別途厚生労働省から送付するものを活用されたい。

(2) 国保連合会の CSV ファイル

国保連合会の CSV ファイルは統計情報の一環として送付されているのが一般的である。

なお、国保連合会の CSV ファイルは、事業所からの請求を受け付けた年月を基準に作成されており、月遅れ請求等があった場合には、通常請求分と合わせて当該請求を受け付けた月の利用者数として計上されていることから、厳密には当該月の利用者数ではないところであるが、当該月遅れ請求等についても、別途調整等は要せず、そのまま使用して差し支えない。

国庫負担基準単位の算定に使用するファイルは以下のタイトルのファイルである。

ア 000000_0_00000000_00000000000000styleK1.csv

イ 000000_0_00000000_00000000000000styleK3.csv

※0 は便宜上の表記である。なお、それぞれの数字の意味は次のとおり。

000000	0	00000000	000000	000000
市町村番号		データ作成年月日	受付年月	市町村番号

(3) 国庫負担基準単位の算定する期間について

国庫負担基準単位は、3月から翌年2月までを1年度とする当該年度に属する各月ごとに単位数を算定すること。

なお、上記3月から翌年2月までの算定処理年月については、介護給付費等を集計する年月と合わせることに。

2 参考様式への CSV ファイルの貼付手順

(1) 参考様式の月の表示、「区分」欄、「区分ごとの単位」欄を確認する。

また、令和8年度は、4月、5月、6月受付分については、改定前単位が記載された参考様式を使用し、7月受付分以降は改定後単位が記載された参考様式を使用する。（以降にそれぞれの参考様式を例に示す。）

◎参考様式

区分ごとの単位	実 利 用 者 数													区分ごとの単位 ×実利用者数
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計	
96,870													0	0
111,401													0	0

◎令和8年4月、5月、6月受付分を入力する参考様式

区 分	区分ごとの単位
(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者	
(一) (二)に掲げる者以外のもの	96,480
(二)に掲げる者以外のもの(特別地域加算対象者)	110,952
(二) 介護保険給付対象者	67,680
介護保険給付対象者(特別地域加算対象者)	77,832
(2) 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの	
(一) (二)に掲げる者以外のもの	74,310
(二)に掲げる者以外のもの(特別地域加算対象者)	85,457
(二) 介護保険給付対象者	45,510
介護保険給付対象者(特別地域加算対象者)	52,337
(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者((2)に掲げる者を除く。)	
(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの	
a 区分六に該当する者	62,050
区分六に該当する者(特別地域加算対象者)	71,358
b 区分五に該当する者	36,270
区分五に該当する者(特別地域加算対象者)	41,711
c 区分四に該当する者	28,940
区分四に該当する者(特別地域加算対象者)	33,281
d 区分三に該当する者	23,110
区分三に該当する者(特別地域加算対象者)	26,577

◎令和 8 年 7 月受付分以降を入力する参考様式

区 分	区分ごとの単位
(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者	
(一) (二)に掲げる者以外のもの	96,870
(二)に掲げる者以外のもの(特別地域加算対象者)	111,401
(二) 介護保険給付対象者	67,950
介護保険給付対象者(特別地域加算対象者)	78,143
(2) 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの	
(一) (二)に掲げる者以外のもの	75,870
(二)に掲げる者以外のもの(特別地域加算対象者)	87,251
(二) 介護保険給付対象者	46,460
介護保険給付対象者(特別地域加算対象者)	53,429
(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者((2)に掲げる者を除く。)	
(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの	
a 区分六に該当する者	63,040
区分六に該当する者(特別地域加算対象者)	72,496
b 区分五に該当する者	36,850
区分五に該当する者(特別地域加算対象者)	42,378
c 区分四に該当する者	29,400
区分四に該当する者(特別地域加算対象者)	33,810
d 区分三に該当する者	23,480
区分三に該当する者(特別地域加算対象者)	27,002

(2) styleK1.csv のデータの貼り付け<区分(1)から(6)まで及び(9)>

ア 国保連合会のデータのうち styleK1.csv をエクセルで開き、D1 のセル(赤枠のセル)に表示されている月を確認する。

国保連合会のデータは受付月表示であることから、下記の例として挙げているデータでは、「令和 8 年 7 月」と表示されているので、当該データは令和 8 年 7 月受付分である。

◎styleK1.csv の例

0 F5490	0 令和 8 年 7 月	〇〇県	〇〇市
1 7 月			
2 0			
3 0			
(中略)			
159 0			
160 0			
161 0			
162 0			
163 0			
164 0			

イ styleK1.csv のデータを A 列に表示されている数字が 2 の行から 164 の行までを範囲選択（マウスで左クリックしながらドラッグ、又は shift キーを押しながら矢印キーで移動する。）してコピー（マウスの右ボタンを押してコピーを選択、又は Ctrl キーを押しながら C キーを押す。）する。

◎コピー範囲

0 F5490

0 令和 8 年 7 月

〇〇 県

〇〇 市

1 7 月

2

0

←赤枠の範囲を範囲選択して、コピーする。

3

0

(中略)

159

0

160

0

161

0

162

0

163

0

164

0

ウ コピーした styleK1.csv のデータを参考様式の該当月の下のセル（例では赤枠のセル）に値ペースト（セルの書式等は引用せずにコピーした値だけをペーストすること。マウスの右クリックを押して表示されたウィンドウから（形式を選択して貼り付け）をクリックし、表示されたウィンドウから（値）をチェックして「OK」をクリックする。）する。

例えば D 1 のセルに「令和 8 年 7 月」が表示される styleK1.csv のデータは 7 月受付分であるので、参考様式の「6 月」の下にセルに値ペーストする。

◎令和 8 年 7 月受付分のペースト場所

区分ごとの単位	実 利 用 者 数												
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	計
96,870													
111,401													
67,950													
78,143													
75,870													
87,251													
46,460													
53,429													

エ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからウまでの作業を繰り返す。なお、令和8年度は、7月受付分から翌年3月受付分までは改定後単位が記載された参考様式を使用すること。

オ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績については styleK1.csv の利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、エまでで作成した参考様式に別途手入力で追加計上する。

(3) styleK3.csv のデータの計上<区分(7)及び(8)>

ア 国保連合会のデータのうち styleK3.csv をエクセルで開き、該当者がいるか、また、データの月を確認する。

styleK1.csv と同様に受付月表示であることから、仮に A2 のセル(赤枠のセル)に「令和8年7月受付分」と表示されている場合には、当該データは令和8年7月受付分である。

◎該当者有りの styleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二、(7)、(8)に掲げる者									
令和8年7月 受付分									
市町村番号		0							
市町村名		〇〇市							
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	特別地域加算対象者	給付費	
0〇〇市		0●●●●		25	202606	給付		30000	
0〇〇市		1△△△△		26	202606	給付		100000	

◎該当者無しの styleK3.csv

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二、(7)、(8)に掲げる者									
令和8年7月 受付分									
市町村番号		0							
市町村名		■■市							
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	特別地域加算対象者	給付費	
該当するデータがありませんでした。									

イ styleK3.csv に該当者がいる場合、受給者番号及び受給者氏名等を基に、当該該当者の受給者証及び認定調査時の資料等により重度訪問介護等の「利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにあるもの」にあるかを「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に従って確認する。

告示の区分	サービス	心身の状態
区分(7) (一)	重度訪問介護	(ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること (一) 二肢以上に麻痺等があること。 (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 (イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
区分(7) (二)	同行援護	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。
区分(7) (三)	行動援護	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の度合い)である者
区分(8)		区分(7)(一)から(三)のいずれにも該当しない

◎介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（抜粋）

行動関連項目	0 点			1 点		2 点	
コミュニケーション	日常生活に支障がない			特定の 者	会話以外 の方法	独自の 方法	コミュニケーションできない
説明の理解	理解できる			理解できない		理解できているか判断できない	
大声・奇声を出す	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
異食行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
多動・行動停止	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
不安定な行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
自らを傷つける行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
他人を傷つける行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
不適切な行為	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
突発的な行動	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
過食・反すう等	支援が 不要	希に支援 が必要	月に 1 回 以上	週 1 回以上の支援 が必要		ほぼ毎日（週 5 日以上）の 支援が必要	
てんかん	年 1 回以上			月に 1 回以上		週 1 回以上	

ウ イで区分（７）の（一）から（三）までのいずれに該当するか又は区分（８）に該当するかを確認したら、「障害支援区分」欄を確認し、「24」なら「区分４」、「25」なら「区分５」、「26」なら「区分６」に計上する。「特別地域加算対象者」欄が「該当」の場合、「特別地域加算対象者」に計上する。また、「種別」欄が「給付」となっている場合は「+1」、「過誤」となっている場合は「-1」としてカウントし、月遅れ請求や過誤調整分も styleK3.csv に表示されている「サービス提供月」欄の月には割り振らない。例えば月遅れ請求等を含めた７月受付分については６月の欄に計上する。

◎styleK3.csv の区分例

告示第530号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二、（７）、（８）に掲げる者									
令和8年7月 受付分									
市町村番号	000000								
市町村名	××市								
証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者番号	受給者氏名	障害支援区分	サービス提供月	種別	特別地域加算対象者	給付費	資料から 判断した区 分 カウント
000000	××市	111111111	〇〇〇〇	25	202606	給付		63875	区分7（一） +1
000000	××市	222222222	△△△△	26	202606	給付		11352	区分7（三） +1
000000	××市	333333333	■■■■■	25	202605	給付		139198	区分8 +1
000000	××市	333333333	■■■■■	25	202605	過誤		-139198	区分8 -1
000000	××市	333333333	■■■■■	25	202606	給付		135329	区分8 +1
000000	××市	444444444	*****	26	202606	給付	該当	42654	区分8 +1

上記の例であれば、区分（７）（一）bが1、区分（７）（三）aが1、区分（８）（一）（特別地域加算対象者）が1、区分（８）（二）が1（区分（８）（二）の該当者の202605の給付と過誤は相殺）になる。

◎styleK3.csv データの参考様式への入力

【参考様式 1】 国庫負担基準単位（令和〇年〇月～令和〇年〇月）内訳

区 分	区分ごとの の単位	実利用者数		区分ごとの単位 ×実利用者数
		6月	計	
(7) 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注2 又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を 算定されるもの（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）				
(一) 重度訪問介護サービス費の利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにあるもの				
a 区分六に該当する者	14,050		0	0
区分六に該当する者（特別地域加算対象者）	16,158		0	0
b 区分五に該当する者	10,210	1	1	10,210
区分五に該当する者（特別地域加算対象者）	11,742		0	0
c 区分四に該当する者	7,980		0	0
区分四に該当する者（特別地域加算対象者）	9,177		0	0
(二) 同行援護サービス費の利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにあるもの				
a 区分六に該当する者	3,630		0	0
区分六に該当する者（特別地域加算対象者）	4,175		0	0
b 区分五に該当する者	3,630		0	0
区分五に該当する者（特別地域加算対象者）	4,175		0	0
c 区分四に該当する者	3,630		0	0
区分四に該当する者（特別地域加算対象者）	4,175		0	0
(三) 行動援護サービス費の利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにあるもの（(一)に掲げる者を除く。）				
a 区分六に該当する者	12,410	1	1	12,410
区分六に該当する者（特別地域加算対象者）	14,272		0	0
b 区分五に該当する者	8,550		0	0
区分五に該当する者（特別地域加算対象者）	9,833		0	0
c 区分四に該当する者	6,270		0	0
区分四に該当する者（特別地域加算対象者）	7,211		0	0
(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注2 又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注3若しくは注4に掲げる単位数を 算定されるもの（(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）				
(一) 区分六に該当する者	9,890		0	0
区分六に該当する者（特別地域加算対象者）	11,374	1	1	11,374
(二) 区分五に該当する者	6,070	1	1	6,070
区分五に該当する者（特別地域加算対象者）	6,981		0	0
(三) 区分四に該当する者	3,830		0	0
区分四に該当する者（特別地域加算対象者）	4,405		0	0

エ 年度中に再支給決定が行われている場合には、当該再支給決定の効力が発生した月の実績から新たな区分に割り振る。

例えば、令和8年6月の再支給決定の結果、障害支援区分は「区分4」のまま変わらないが、支援の度合いが区分（8）から区分（7）の（一）（特別地域加算対象者）に変更になった場合、令和8年6月実績から区分（7）の（一）に割り振る。

オ 4月受付分から翌年3月受付分までの12か月分について、アからエまでの作業を繰り返す。

カ 事業所等から直接介護給付費等の請求を受けている利用者に係る実績についてはstyleK1.csvと同様にstyleK3.csvの利用者数に含まれていないため、国庫負担基準告示の定めに基づき区分を判断した上で、オまでで作成した参考様式に別途手入力で追加計上する。